

土屋ケアカレッジ 重度訪問介護従業者養成研修 統合課程 学則

（事業所の名称・所在地）

第1条 本研修は次の事業者が実施する。株式会社 土屋
岡山県井原市井原町 192 番地 2 久安セントラルビル 2 階

（目的）

第2条 地域で在宅生活を営まれる重度障害者、特に医療的ケアを必要とする方々に対して、適切なケアサービスを提供できるよう、現場に即した知識並びに技術の習得を目的とする。

（実施課程および形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。
重度訪問介護従業者養成研修 統合課程

（研修事業の名称）

第4条 研修名称は、次の通りとする。
土屋ケアカレッジ 重度訪問介護従業者養成研修 統合課程

（受講対象者および応募方法）

第5条

1 受講対象者は次のものとする
埼玉県または近郊在住、在勤で通学可能なもの

2 応募方法（受講手続）は次のとおりとする。

1 専用申込窓口の college@care-tsuchiya.com または電話(050-3138-2024)またはホームページにて申込む。必要事項内容は college@care-tsuchiya.com に送信する。定員に達した時点で申込受付は終了する。

2 受講の決定は審査の上、受講決定をメールまたは電話にて受講生に通知する。3 受講が決定した受講生は、期日までに受講料を納入する。

3 応募先の研修担当部署に関しては次の通りとする

名称：土屋ケアカレッジ大宮教室

所在地：埼玉県さいたま市大宮区大成町 3 丁目 513 番地 セブンビル 401

電話：050-3138-2024

メール：college-kantou@care-tsuchiya.com

（研修参加費用）

第6条 研修参加費用は次のとおりとする

1 受講料 30,000 円（税込み、テキスト代含む）

2 納付方法 一括納入

3 納付期限 受講開始日まで

（研修日程）

第7条 令和7年4月2日～令和8年3月26日（別紙1「研修日程表」のとおりとする）

（受講定員）

第8条 10 名

（使用教材）

第9条 研修に使用する教材は次のとおりとする。喀痰吸引等研修テキスト
全国自立生活センター協議会

（研修カリキュラム）

第 10 条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙 2「研修実施計画（兼）カリキュラム表」のとおりとする。

（研修会場）

第 11 条 前条の研修を行うために使用する講義および演習会場は、次のとおりとする。

講義：土屋ケアカレッジ埼玉（埼玉県さいたま市大宮区高鼻町 1 丁目 49 明和マンション 701）

演習：ホームケア土屋 大宮（埼玉県さいたま市大宮区高鼻町 1 丁目 49 明和マンション 701）

実習：ホームケア土屋 大宮（埼玉県さいたま市大宮区高鼻町 1 丁目 49 明和マンション 701）

ホームケア土屋 大宮（利用者居宅）

演習：ホームケア土屋 関東（東京都板橋区高島平 9 丁目 3-8 ロイヤル大和 401 号室）

実習：ホームケア土屋 関東（東京都板橋区高島平 9 丁目 3-8 ロイヤル大和 401 号室）

ホームケア土屋 関東（利用者居宅）

演習：ホームケア土屋 習志野（千葉県習志野市津田沼 3 丁目 21-16 市橋ビル 1 階）

実習：ホームケア土屋 習志野（千葉県習志野市津田沼 3 丁目 21-16 市橋ビル 1 階）

ホームケア土屋 習志野（利用者居宅）

演習：ホームケア土屋 多摩（東京都多摩市落合 4-16-1-106）

実習：ホームケア土屋 多摩（東京都多摩市落合 4-16-1-106）

ホームケア土屋 多摩（利用者居宅）

（担当講師）

第 12 条 研修を担当する講師は別紙 3「講師一覧表」のとおりとする。

（科目の免除）

第 13 条 科目の免除は行わない。

（修了の認定）

第 14 条

1 修了の認定は、第 10 条に定めるカリキュラムを履修し、修了評価試験において 90 点以上（100 点を満点とする）のものに対して行う。なお修了試験において 90 点に満たなかったものについては必要に応じて再試験を実施する。

2 2 日目までの受講態度及び演習、実習の技術によって、講師が重度訪問介護従業者として適切と認める場合にのみ、現場同行の実習を受けることができる。現場同行実習を受講できない者については失格とする。

（不適切と判断された場合の取扱い）失格者本人に不適切な旨を理由と共に伝え、現場同行を受けられない旨を理解いただいた上、失格とする。

（研修欠席者の扱い）

第 15 条 理由の如何にかかわらず、研修開始から 10 分以上遅刻した場合は欠席とする。

（補講の取り扱い）

第 16 条

研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、他の日程に行われる当法人の研修に参加し補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講にかかる受講料については、一律 5,000 円を受講者の負担とする。

（受講の取り消し）

第 17 条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。 1 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。

2 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。

3 重度訪問介護従業者として適性に欠く者 4 反社会的勢力またはその関係者と認められる者。

（修了証明書の交付）

第 18 条

修了を認定されたものには、当法人において修了証明書および修了証明書（携帯用）を交付する。

（修了者管理の方法）

第 17 条 修了者管理については、次により行う。 1 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに、埼玉県が指定した様式に基づき知事に報告する。

2 修了証明書の紛失などがあった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。修了証の再発行手数料は 2,000 円＋発送費用とする。

（研修事業執行担当部署）

第 18 条 本研修事業は、株式会社土屋教育研修部門にて執行する。

（その他留意事項）

第 19 条 研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

1 研修の受講に際して、研修開始日までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出などにより行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否または修了の認定を行わないものとする。

①運転免許証の提示②健康保険証の提示③パスポートの提示④在留カードなどの提示⑤住民基本台帳カードの提示

2 研修に関して下記の苦情などの窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情および事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：株式会社土屋 土屋ケアカレッジ運営事務局 苦情担当窓口電話 050-3138-2024

3 事業実施により知りえた受講者などの個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。

4 講師または受講生について、他法人が経営する事業所、施設への勧誘行為等を禁止する。

（施行細則）

第 20 条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認めるときは、当法人がこれを定める。

（附則）

この学則は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（附則）

この学則は令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

（附則）

この学則は令和 7 年 10 月 24 日から施行する。

別紙 1

【研修期間】

第 1 回 令和 7 年 4 月 2 日（水）～令和 7 年 4 月 3 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 2 回 令和 7 年 4 月 9 日（水）～令和 7 年 4 月 10 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 3 回 令和 7 年 4 月 16 日（水）～令和 7 年 4 月 17 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 4 回 令和 7 年 4 月 23 日（水）～令和 7 年 4 月 24 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 5 回 令和 7 年 4 月 30 日（水）～令和 7 年 5 月 1 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 6 回 令和 7 年 5 月 7 日（水）～令和 7 年 5 月 8 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 7 回 令和 7 年 5 月 14 日（水）～令和 7 年 5 月 15 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 8 回 令和 7 年 5 月 21 日（水）～令和 7 年 5 月 22 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 9 回 令和 7 年 5 月 28 日（水）～令和 7 年 5 月 29 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 10 回 令和 7 年 6 月 4 日（水）～令和 7 年 6 月 5 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 11 回 令和 7 年 6 月 11 日（水）～令和 7 年 6 月 12 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 12 回 令和 7 年 6 月 18 日（水）～令和 7 年 6 月 19 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 13 回 令和 7 年 6 月 25 日（水）～令和 7 年 6 月 26 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 14 回 令和 7 年 7 月 2 日（水）～令和 7 年 7 月 3 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 15 回 令和 7 年 7 月 9 日（水）～令和 7 年 7 月 10 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 16 回 令和 7 年 7 月 16 日（水）～令和 7 年 7 月 17 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 17 回 令和 7 年 7 月 23 日（水）～令和 7 年 7 月 24 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 18 回 令和 7 年 7 月 30 日（水）～令和 7 年 7 月 31 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 19 回 令和 7 年 8 月 6 日（水）～令和 7 年 8 月 7 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 20 回 令和 7 年 8 月 20 日（水）～令和 7 年 8 月 21 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 21 回 令和 7 年 8 月 27 日（水）～令和 7 年 8 月 28 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 22 回 令和 7 年 9 月 3 日（水）～令和 7 年 9 月 4 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 23 回 令和 7 年 9 月 10 日（水）～令和 7 年 9 月 11 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 24 回 令和 7 年 9 月 17 日（水）～令和 7 年 9 月 18 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 25 回 令和 7 年 9 月 24 日（水）～令和 7 年 9 月 25 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 26 回 令和 7 年 10 月 1 日（水）～令和 7 年 10 月 2 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 27 回 令和 7 年 10 月 8 日（水）～令和 7 年 10 月 9 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 28 回 令和 7 年 10 月 15 日（水）～令和 7 年 10 月 16 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 29 回 令和 7 年 10 月 22 日（水）～令和 7 年 10 月 23 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 30 回 令和 7 年 10 月 29 日（水）～令和 7 年 10 月 30 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 31 回 令和 7 年 11 月 5 日（水）～令和 7 年 11 月 6 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 32 回 令和 7 年 11 月 12 日（水）～令和 7 年 11 月 13 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 33 回 令和 7 年 11 月 19 日（水）～令和 7 年 11 月 20 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 34 回 令和 7 年 11 月 26 日（水）～令和 7 年 11 月 27 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 35 回 令和 7 年 12 月 3 日（水）～令和 7 年 12 月 4 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 36 回 令和 7 年 12 月 10 日（水）～令和 7 年 12 月 11 日（木）3 日目は実習

先の都合による

第 37 回 令和 7 年 12 月 17 日（水）～令和 7 年 12 月 18 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 38 回 令和 7 年 12 月 24 日（水）～令和 7 年 12 月 25 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 39 回 令和 8 年 1 月 7 日（水）～令和 8 年 1 月 8 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 40 回 令和 8 年 1 月 14 日（水）～令和 8 年 1 月 15 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 41 回 令和 8 年 1 月 21 日（水）～令和 8 年 1 月 22 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 42 回 令和 8 年 1 月 28 日（水）～令和 8 年 1 月 29 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 43 回 令和 8 年 2 月 4 日（水）～令和 8 年 2 月 5 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 44 回 令和 8 年 2 月 11 日（水）～令和 8 年 2 月 12 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 45 回 令和 8 年 2 月 18 日（水）～令和 8 年 2 月 19 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 46 回 令和 8 年 2 月 25 日（水）～令和 8 年 2 月 26 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 47 回 令和 8 年 3 月 4 日（水）～令和 8 年 3 月 5 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 48 回 令和 8 年 3 月 11 日（水）～令和 8 年 3 月 12 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 49 回 令和 8 年 3 月 18 日（水）～令和 8 年 3 月 19 日（木）3 日目は実習先の都合による

第 50 回 令和 8 年 3 月 25 日（水）～令和 8 年 3 月 26 日（木）3 日目は実習先の都合による

別紙 2

研修実施計画書（兼）カリキュラム表

課程： 重度訪問介護(統合)課程

研修名称： 土屋ケアカレッジ重度訪問介護従事者養成研修 統合課程

科目名			必須 履行時 間	時間 数	備 考
講義（オン ライン）	1	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	2	
	2	基礎的な介護技術に関する講義	1	1	
	3	コミュニケーションの技術に関する講義	2	2	
	4	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	3	3	
	5	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	3	3	
計			11	11	
演習	1	喀痰吸引等に関する演習	1	1	
計			1	1	
実習	1	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3	3	
	2	外出時の介護技術に関する実習	2	2	
	3	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5	3.5	
計			8.5	8.5	
合計時間数			20.5	20.5	

講師一覧表

課程： 重度訪問介護（統合）課程

研修名称：土屋ケアカレッジ重度訪問介護従事者
養成研修 統合課程

申請者名：大山 敏之

氏 名	担当科目	資格（福祉・医療関係に係るもの）	専任 兼任
細井 俊一	講義 1・2・3 実習 1・2・3	介護福祉士	兼任
児玉 夏樹	実習 1・2・3	介護福祉士	兼任
大村 佳代	実習 1・2・3	介護福祉士	兼任
越前谷 美也子	実習 1・2・3	介護福祉士	兼任
工藤 千恵	実習 1・2・3	介護福祉士	兼任
仁科 乃吏子	実習 1・2・3	介護福祉士	兼任
中原 しのぶ	講義 1・2・3	介護福祉士	兼任
魯山 香織	講義 1・2・3	介護福祉士	兼任
加納 康行	講義 1・2・3	介護福祉士	兼任
仲西 進一	実習 1・2・3	介護福祉士	兼任
氏 名	担当科目	資格（福祉・医療関係に係るもの）	専任 兼任
齋藤 みさを	講義 4・5 演習 1	看護師	兼任
嶺岸 聖子	講義 4・5 演習 1	看護師	兼任
長谷川 信子	講義 4・5 演習 1	看護師	兼任
田島 沙織	講義 4・5 演習 1	看護師	兼任

井出 聡子	講義 4 ・ 5 演習 1	看護師	兼任
林 治奈	講義 4 ・ 5 演習 1	看護師	兼任
香山 里美	講義 4 ・ 5 演習 1	看護師	兼任
細野 愛子	講義 4 ・ 5 演習 1	看護師	兼任
涌井 怜奈	講義 4 ・ 5 演習 1	看護師	兼任
飯森 美枝	講義 4 ・ 5 演習 1	看護師	兼任
佐藤 麻衣	講義 4 ・ 5 演習 1	看護師	兼任
井原 貴重	講義 4 ・ 5 演習 1	看護師	兼任
仲西 進一	講義 4 ・ 5 演習 1	看護師	兼任

※担当科目は研修カリキュラムの番号を記載しております。

別紙 2

(受講対象者および応募方法)

1 受講対象者は次のものとする

埼玉県または近郊在住、在勤で通学可能なもの

2 応募方法に関しては次のとおりとする

ホームページ上で応募フォームに必要事項を記入する。定員に達した場合はその旨ホームページ上に記載する。

3 応募先の研修担当部署に関しては次の通りとする

名称:土屋ケアカレッジ大宮教室

所在地:埼玉県さいたま市大宮区大成町 3 丁目 513 番地 セブンビル 401

電話:050-3138-2024

メール: college-kantou@care-tsuchiya.com